

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
大分市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
大分市長

公表日
令和6年12月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険事務
②事務の概要	介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務において取り扱う。 (1) 第1号被保険者の資格に関する届出の受理、審査及びその届出に対する応答に関する事務 (2) 被保険者証及び認定証に関する事務 (3) 介護給付、予防給付及び特別給付の支給に関する事務 (4) 要介護認定及び要支援認定の認定申請、更新申請及び区分変更申請の受理、審査及びその申請に対する応答に関する事務 (5) 第1号被保険者保険料の賦課及び徴収に関する事務 ＜PMHを活用した情報連携に係る事務＞ ・情報連携のため、大分市は、介護情報基盤（以下、PMHという。）へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、介護保険関係情報、介護保険認定情報の紐付け及び登録する。これにより、以下の事が可能となる。 (1) 介護被保険者証の電子化 ① 住民が、マイナポータルを経由してPMHに登録された自身の介護被保険者証情報の取得/閲覧が可能となる。 ② 介護事業所が、介護保険資格確認等WEBサービス（別途厚労省が介護事業者向けに開発予定のシステム）を経由してPMHに登録された利用者の介護被保険者証情報の取得/閲覧することが可能となる。 (2) 要介護認定事務の電子化 ① 介護保険の認定審査のため、医療機関からオンライン資格確認等システムを経由して主治医意見書を、PMHへ連携することが可能となる。 ② 介護事業所が、介護WEBサービスを経由してPMHに登録された最新の要介護認定者情報を取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、PMH
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項及び別表（100の項）、大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	（情報照会の根拠） ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（131、132の項） （情報提供の根拠） ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、131、132、137、141、145、158、161の項）、番号利用法第19条第9号

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大分市福祉保健部 長寿福祉課
②所属長の役職名	長寿福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 大分市総務部情報公開室 電話097-537-5797
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 大分市福祉保健部長寿福祉課 電話097-537-5679
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	[10万人以上30万人未満] 令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	[500人未満] 令和6年10月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
		[発生なし]

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
〔 基礎項目評価書及び重点項目評価書 〕 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	〔 十分である 〕	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	〔 十分である 〕	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	〔 十分である 〕	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 〔 〕委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	〔 十分である 〕	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 〔 〕提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	〔 十分である 〕	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 〔 〕接続しない(入手) 〔 〕接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	〔 十分である 〕	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	〔 十分である 〕	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手を介在させる作業については、データを取り扱う担当者を最低限の人数とし、また取り扱うデータの入手・保管・廃棄までのプロセスを複数人で確認している。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[○] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[]

＜選択肢＞

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業員に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I -⑤ 所属長の役職名	長寿福祉課長 後藤 剛	長寿福祉課長		
令和2年12月14日	II -1 対象人数	平成27年7月1日	令和2年12月14日	事後	
令和2年12月14日	II -2 取扱者数	平成27年7月1日	令和2年12月14日	事後	
令和3年6月22日	II -1 対象人数	令和2年12月14日	令和3年6月22日	事後	
令和3年6月22日	II -2 取扱者数	令和2年12月14日	令和3年6月22日	事後	
令和3年9月1日	I -4② 法令上の根拠	番号法第19条第7号(2か所)	番号法第19条第8号(2か所)	事後	事前通知事項
令和6年12月2日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務において取り扱う。 (1)第1号被保険者の資格に関する届出の受理、審査及びその届出に対する応答に関する事務 (2)被保険者証及び認定証に関する事務 (3)介護給付、予防給付及び特別給付の支給に関する事務 (4)要介護認定及び要支援認定の認定申請、更新申請及び区分変更申請の受理、審査及びその申請に対する応答に関する事務 (5)第1号被保険者保険料の賦課及び徴収に関する事務	介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務において取り扱う。 (1)第1号被保険者の資格に関する届出の受理、審査及びその届出に対する応答に関する事務 (2)被保険者証及び認定証に関する事務 (3)介護給付、予防給付及び特別給付の支給に関する事務 (4)要介護認定及び要支援認定の認定申請、更新申請及び区分変更申請の受理、審査及びその申請に対する応答に関する事務 (5)第1号被保険者保険料の賦課及び徴収に関する事務	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月2日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		<PMHを活用した情報連携に係る事務> ・情報連携のため、大分市は、介護情報基盤（以下、PMHという。）へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、介護保険関係情報、介護保険認定情報の紐付け及び登録する。これにより、以下の事が可能となる。 (1)介護被保険者証の電子化 ①住民が、マイナポータルを経由してPMHに登録された自身の介護被保険者証情報の取得/閲覧が可能となる。 ②介護事業所が、介護保険資格確認等WEBサービス（別途厚労省が介護事業者向けに開発予定のシステム）を経由してPMHに登録された利用者の介護被保険者証情報の取得/閲覧することが可能となる。 (2)要介護認定事務の電子化 ①介護保険の認定審査のため、医療機関からオンライン資格確認等システムを経由して主治医意見書を、PMHへ連携することが可能となる。 ②介護事業所が、介護WEBサービスを経由してPMHに登録された最新の要介護認定者情報を取得/閲覧することが可能となる。	事前	
令和6年12月2日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、PMH	事前	
令和6年12月2日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号利用法第9条第1項及び別表第1（68の項）	番号利用法第9条第1項及び別表（100の項）、大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月2日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号利用法第19条第8号及び別表第2(93、94の項) (情報提供の根拠) ・番号利用法第19条第8号及び別表第2(1、2、3、4、5、6、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、88、90、94、95、97、106、109、117、120の項)	(情報照会の根拠) ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(131、132の項) (情報提供の根拠) ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、131、132、137、141、145、158、161の項)、番号利用法第19条第9号	事後	
令和6年12月2日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 大分市福祉保健部長寿福祉課 電話097-537-5741	〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 大分市福祉保健部長寿福祉課 電話097-537-5679	事後	
令和6年12月2日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年6月22日	令和6年10月1日	事後	
令和6年12月2日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年6月22日	令和6年10月1日	事後	